

## 第13回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

開催日時 平成16年10月7日(木) 午後1時30分から

開催場所 鷹巣阿仁広域交流センター

### 会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 議題
  - (1) 合併協定書の報告について
  - (2) 合併協定調印式の開催について(概要報告)
5. その他
6. 閉会

### 出席者の状況

#### 出席委員

鷹巣町長	岸部 陞	鷹巣町議会議長	清水 修智
鷹巣町議会議員	簾内 順一	鷹巣町議会議員	千葉 文吉
鷹巣町	今野 實	鷹巣町	檜森 正
合川町長	佐藤 修助	合川町議会議長	佐藤 吉次郎
合川町議会議員	吉田 芳雄	合川町議会議員	和田 三九郎
合川町	小笠原 聡	合川町	鈴木 孝子
森吉町長	松橋 久太郎	森吉町	庄司 憲三郎
森吉町議会議員	桜井 忠雄	森吉町議会議員	春日 一文
森吉町	佐藤 金正	森吉町	畠山 慎咲
森吉町	片山 信隆		
阿仁町長	濱田 章	阿仁町議会議長	山田 博康
阿仁町議会議員	山田 賢三	阿仁町議会議員	小林 精一
阿仁町	佐藤 昭春	阿仁町	三杉 営子
秋田県北秋田地域振興局長	石井 護		

欠席委員

鷹巣町	和田 テヱ子	合川町	成田 道胤
阿仁町	菊地 忠雄		

出席の幹事及び事務局

(幹事)	幹事長	吉田 茂	副幹事長	柴田 信勝
	副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工藤 博
	鷹巣町総務課長	今畠 健一	鷹巣町まちづくり政策課長	村上 儀平
	合川町総務課長	松岡 宗夫	合川町総務課主席課長補佐	杉淵 敬輝
	森吉町総務課長	加賀 隆久	森吉町企画観光課長	奈良 尚里
	阿仁町総務企画課長	鈴木 美千英	阿仁町財務課長	田口 惣一
(事務局)	事務局長	斎藤 彦志	事務局次長	佐藤 満 ほか

会議の経過について

事務局(渡部): それでは、会場にお集まりの皆様、本日はご苦労様でございます。ちょうど1時30分をちょっとまわったところでございます。それでは只今からご案内の13回目を数えます、鷹巣阿仁地域合併協議会を始めさせていただきます。最初に岸部会長から皆様にごあいさつを申し上げます。

岸部会長: ご苦労様でございます。13回目となったわけでございますけれども、報道によりますと秋田県では4つの新たな自治体の枠組みが決定したとあります。私達の協議会46項目すべて協議が終わりまして、今日からは確認と今後の日程等についてご協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

事務局(渡部): それでは、本日の出席状況をお知らせ申し上げます。欠席の連絡をいただいております方は、合川町の成田委員、それから阿仁町の菊地委員、2名でございます。それから只今ちょっと、鷹巣町の和田委員がちょっと見えてございせんけれども、現在のところ26名の皆様がおいでになってございます。従いまして、本協議会規程によりまして本日の会議を成立いたしますことをご報告申し上げます。それから、テーブル上の会議資料につきましては、今日は会議次第、それから合併協定書、そして合併協定調印式(案)ということで3つのものを準備させていただきます。それでは、これより岸部会長より議長をお願いいたしまして、早速本日の協議の方に入らせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

岸部会長: それでは、早速協議に入りますけれども、その前に開催地の委員の2号委員と3号委員が議事録の署名をすることになっておりまして、2号委員の千葉文吉委

員、それから3号委員の檜森 正委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でありますけれども、最初に合併協定書について、事務局より説明いたします。

事務局（斎藤）： それでは、お手元の合併協定書の1ページをご覧になってもらいたいと思います。主なことをご説明申し上げながら、説明させていただきます。

1番は合併の方式です。これは新設合併ということでございます。合併の期日でございますけれども、平成17年3月22日とする。新市の名称は、北秋田市とする。4番目が新市の事務所の位置でございますけれども、新市の事務所の位置は、当分の間、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする。なお、新市まちづくり計画の計画期間内に、あきた北空港南側の3町の交わる地点を中心とした地域に新庁舎を建設するものとする。5番目が財産の取扱いですけれども、(1)と(2)となっております。6番目が議会の議員の定数及び任期の取扱いですけれども、(1)が新市の議会の議員の定数は26人とする。(2)が議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。7番目が農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、(1)から(4)まででございます。8番目が地方税の取扱い。個人町民税、それから法人町民税となっております。その他に2ページですけれども、固定資産税、軽自動車税そして町たばこ税・入湯税・鉱産税・特別土地保有税となっております。9番目が一般職の職員の身分の取扱いでございます。これについては(1)から(4)まで確認されております。10番目が特別職の身分の取扱い。11番目が条例、規則等の取扱い。12番目が事務組織及び機構の取扱いでございます。

3ページが13番といたしまして、一部事務組合等の取扱い。これについては(1)から(4)までそれぞれの一部事務組合の関係についてご説明してまいります。14番目が使用料、手数料の取扱いです。15番目が公共的団体等の取扱い。16番目が補助金、交付金等の取扱いでございます。

4ページになりますけれども、17番の町名、字名の取扱いについては先の協議会で変更がありましたのでこれを入れております。鷹巣町、合川町及び森吉町の町名、字名については、現行のまま新市へ引き継ぐ。阿仁町については、現行の大字の前に「阿仁」の名称を付する、となりました。18番目が慣行の取扱い。19番目が国民健康保険事業の取扱いです。20番目が介護保険事業の取扱い。21番目が消防団の取扱いです。

5ページにまいりますと、22が行政区の取扱い。23が地域審議会でございます。

す。24が水道事業の取扱い、これは上水道それから下水道となっております。一番下が各種事務事業の取扱いです。これは25から枝番になっておりまして、25-1が電算システム事業。25-2が広報広聴。25-3が姉妹都市・国際交流事業。25-4が商工・観光関係事業。25-5が地域振興事業。25-6が納税関係です。そして25-7が交通関係事業となりまして、7ページにまたがっております。25-8が消防防災事業でございます。25-9が生活環境事業。25-10が障害者福祉事業。25-11が高齢者福祉事業です。8ページには25-12ということで児童福祉事業。25-13がその他福祉事業となっております。25-14が保健衛生事業。

9ページにまいりまして、25-15が農林水産関係事業となっております。これが(1)から(8)と。25-16が都市計画関係事業でございます。25-17が建設関係事業。25-18が学校の通学区域。25-19が学校教育事業。25-20が社会教育事業です。これは社会教育事業と社会体育事業になっております。25-21が病院事業ということで前回変更していますので、地域医療体制の充実を図るため、新病院の建設及び既存病院の形態については、新市において事業計画を策定する。なお、建設場所は、あきた北空港南側の3町の交わる地点を中心とした地域とする、となります。26が新市まちづくり計画。これは別添のとおりということで県の方に承認の際、添付するということになります。それから11は調印書の概要でございます。鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく鷹巣阿仁地域合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する、としております。ここで4町の町長さんによる署名と公印の押印となります。それから22が特別立会人ということで、秋田県知事にお願いしたいと思います。13ページが合併協議会の各委員の皆様立会人ということで、それぞれの方に署名をしていただきます。以上が協定書の概要でございますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

岸部会長： それでは、事務局から説明があったわけでございますけれども、今までの合併協定項目の確認されたものを集約したものであります。これにつきまして何かご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 阿仁町の小林ですけれども、この段階でちょっと何も無いと思うんですけど、確認したいのでひとつお願いしたいと思います。5ページの上の23の地域審議会のことで、地域審議会、地域自治区、合併特例区は、新市において設置しないものとする、とあります。で、あの私の記憶ではこのところが、非常に短時

間で終わったという印象があります。地域審議会というのは言うまでもなく、やはり合併したものを旧町村の意見をいかに大切にするか、というものであったのが、今年に入ってから特例法も改正され、地域のための様々なことを協議できるスタイルとなったところですが、あえて、このたび地域審議も自治区も特例区のせっかくの制度や権限を拒否するような形となったのか、この点のところを改めて説明していただきたいと思います。

岸部会長： それでは、事務局の方から。

事務局（斎藤）： これについては、小林委員さんも十分ご了知だと思いますけれども、改正の中での地域自治区それから合併特例区、これについては現在の総合支所の施行という形でいきますと、これらのことに十分に対応できるのではないかとということでございます。また、議会の議員の任期も1年延びて74人で1年間十分協議するというところでございますので、それぞれ地域の色んな要望なり、概要についてはその中でも十分配慮できるだろうというのが主な理由でございますのでその辺はご理解願いたいと思います。

岸部会長： よろしいでしょうか。はい、それでは他にございませんか。はい、どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： 1ページの7番の農業委員会の問題ですが、農業委員会の組織の中には、議会で選出の委員もあり、また農業団体からの選出委員もある訳ですが、この文面を見ると選挙により委員を選出するという事なんです。そういうふうな方々は合併時において一旦農業委員は退職されるのかどうかその点についてお尋ねしたいと思います。

岸部会長： はい、それでは事務局お願いします。

事務局（佐藤）： 原則として、農業委員会は全員辞職するわけでございますけれども、そうしますと空白期間が生じることとなりますので、選挙による委員については、合併特例法で在任特例が認められておりますので、それを活用したいということで選挙による以外の方は失職という法律になっております。

岸部会長： よろしいですか。はい、他にございませんでしょうか。それでは、協定書につきましてはこれでよろしいございますか。無いということなので、合併協定書については、これで確認いたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして合併協定調印式、これにつきまして事務局の方から願います。

事務局（斎藤）： それでは、お手元の配布の合併協定調印式（案）という資料をご覧下さるようお願いいたします。表紙については、4町の地図を色分けして、それから4町のマークを入れた形とする表紙としたいと思います。期日については平成16年10月19日火曜日午前10時から鷹巣町中央公民館という日程を設定しております。内容について資料の1ページの次第をご覧下さるようお願いしたいと思います。各県内の法定協議会の中で既に、合併調印式を終わっている協議会を含めていろいろ参考にしながら設定でございます。1番の開会の後、経過報告ということで阿仁町助役、吉田 茂様にとということです。これについては、今これから3ページ以降にあります、調印というのが4町の町長様。それから特別立会人の署名が秋田県知事様。それから立会人紹介が各合併協議会の議員です。主催者あいさつということで4町長からごあいさつをお願いいたします。来賓祝辞については、秋田県知事様です。そしてさらに各来賓のご紹介をしながら、祝電披露そして閉式という形の次第となります。次のページが合併協定調印までの経過というので3枚載せております。平成15年5月27日各5町村に呼びかけたものであります。そして、第1回の鷹巣阿仁地域合併検討準備会が6月の24日から始まっております。この後、鷹巣阿仁地域任意合併協議会が開催されます。9月の30日から開催されます。それから次のページが任意協議会を終わりました、現在の鷹巣阿仁地域合併協議会（法定協議会）が平成16年の2月10日から開始というふうなので現在までの開催関係についてご説明を終わります。その次のページをご覧になっていただきます。この中で一番下の物に黒く網掛けしてある部分があると思いますけれども、これについては今後の予定というところで載せております。

続いて、次のページでございますけれども今回の調印式の各関係者の案内の名簿でございます。来賓については、秋田県知事をはじめ、県議会、各町村会、議会の関係者という形で載せております。合併協議会の委員については、2号委員、3号委員、4号委員です。合併法定協議会の監査委員3名、それから任意協議会の時に新市将来構想の検討を行っていただきました委員の方々もです。それから各4町の町の議会議員の皆様方の名簿をそれぞれ町ごとに載せております。これについては、議席番号順ということで載せております。

次のページが町村関係ということでそれぞれの4町の町の4役の方々それから、幹事の方々を名簿で載せております。これがまず、事務局の方で検討した案でございますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げたいと思います。

岸部会長： 只今、ご説明がありましたけれども、合併協定の調印式の内容につきまして、

これの内容に何か意見がありますか。

(無しの声)

岸部会長： よろしいございますか。では、このように実施させていただくことにいたします。事務局で他にございませんか。

事務局(斎藤)： 合併協定調印式にあたりまして、少しお願いがございますけれども、実はあのまちづくり計画書を現在、県の方に申請しております。県の方では今月12日に知事を含めた合併支援本部を開催する予定でございます。その中で当協議会から提出されているまちづくり計画書を審議となっております。そこで、決定次第、13日以降にすぐ県知事の方から当協議会に通知が来ます。それに基づいて合併協議会の中で確定、知事の承認を得たということを法定協議会の中に報告しなければなりません。その日を実は19日10時から調印式を行うわけでございますけれども、1時間前の9時にその合併協議会を開催して、県知事の報告を確認していただきながら、最終的にまちづくり計画も承認していただくという形となります。知事の日程が19日の10時から11時の時間しか空いていないということでございます。その中で全ての式典の内容を行うこととなります。しかし、25名の協議会の委員の皆様方から立会人ということで署名をいただくわけでございますけれども、その署名時間を見ると大体30分ぐらい超過するような状況になるわけでございまして、できれば9時に協議会が終わった後に25名の協議会の委員の皆様方から、事前でありますけれども署名をいただいて、そして10時からの調印式という形で行いたいというわけでございますけれども、その辺の方を少しご理解願いたいと思っておりますのでその辺についてご相談したいと思います。

岸部会長： 今説明ありましたけれども、調印をする前に委員の皆様方から署名をしていただきたいということです。知事さんの時間もあることから、事前に委員の皆さん達から署名をしていただきたいと、よろしいございますか。

(はい、の声)

岸部会長： よろしく願いいたします。ありがとうございました。他に事務局から。

事務局(斎藤)： はい。そうすれば、今日の終わった後に、19日の調印式のご案内とそれから、19日の9時から行う協議会のご案内を今日差し上げて、その日程に合わ

せていただくようによろしく願いいたします。尚、会場が中央公民館でございますので、非常に駐車場の面で狭いわけでございます。それで、各町の方にはできるだけマイクロバスの準備をお願いしながら、できればまとめて来ていただくと、それから駐車場についても事前に鷹巣町の方をお願いしながら駐車場確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

岸部会長： 委員の皆さん方から何かご質問などありませんか。

阿仁町小林委員： 阿仁の小林です。第9回の法定協定と思うんですけども、新市における組織機構というのが提示されましたね。23課からあって、総合支所が4つあって、それで人数も具体的になってきましたけれど、事務局の素案の段階ですので、新市の行政運営の基本的な問題となります。いつかそういう説明の機会を与えていただければありがたいと思います。

岸部会長： はい、ありがとうございます。事務局でどうぞ。

事務局（斎藤）： この合併協議会はこのまま継続となりますので、その中で具体的なものを提示していきたいと思えます。

岸部会長： 事務局から、今後の予定について説明して下さい。

事務局（斎藤）： 事務事業の概要について詳しく決まったものをパンフレットにいたしまして、全戸配布するというのを考えております。北秋田市の概要について、住民サービスの大きなことについて、お知らせする、ということです。

岸部会長： それでは、外にご意見ありませんか。

鷹巣町簾内委員： 合併協定書で6番に議会の議員の定数及び任期の取扱い、というのが出ているわけでありまして、在任特例1年ということですので、74名の議会が今開かれるということになると、議会の持っていき方、そういうことについて、専門委員会で話し合い当然行われるだろうけれど、各町4町の議会議員の誰かを入れて、審議をしていく方がいいのではないかと思うわけですが、それについては連絡もありませんので、どこで決めていくのかなと思ひまして、それを教えて下さい。

岸部会長： 事務局の方でそこまで考えていますか。

事務局（佐藤）： 議会運営の有り方ということでありますが、まだそこまでちょっと検討してございませんので、今後4町の議会との話し合いが必要と思われます。

岸部会長： よろしゅうございますか。これからまた協議会があります。その中で協議されますので、よろしくお願いします。

阿仁町濱田町長： まちづくり計画の話を伺って今一番に考えることですが、この合併協議会であまり議論にならなかった点で非常に大きい問題があるのではないかと、これは合併はやっぱり地域の一体性の確保というものが、大きい目標になっているわけございまして、この4町がそれぞれ膨大な面積を持っておりまして、全く新しい北秋田市となった場合は非常に大きい市になるわけございまして。そしてご承知の通りに市役所等は、空港の南側の3町の交差となってまいりまして、阿仁町としてそこまで行くまでどのくらい時間がかかるであろうかなと、阿仁町の役場から今鷹巣まで来るには法定速度で守って来れば、50分ぐらいです。我が町の打当方面から来れば阿仁の役場まではやっぱり30分ぐらいはかかります。こういうので、やっぱりそこまで行くところの道路の共用性といったことが緊急の課題になってくるのではないだろうか、こう考えるわけございまして。それでまちづくり計画（案）の30ページには、道路交通網の整備とありますが、実は簡単にしか記載していないわけございまして。それである、今阿仁方面、それから前田方面から浦田橋を渡ってそして鷹巣方面に向う車が非常に多いわけございまして。ですから、浦田橋の改良を含めて空港の南側、鷹巣方面に30分台で行けるように実は来年の3月の22日から合併がはじまるわけございまして、105号それから285号も非常に大事な国道でございますけれども、それに先駆け、もし国、県の援助をいただけるとしたならば、これに支援していただいて、できるだけ早く、この地域の一体性確保のための道路整備に具体的にあたっていただけることを皆様にお願いと確認をお願いしたいと、こう考えているわけございまして。

岸部会長： ありがとうございます。それでは、本日第13回目の会議ということで、協定書並びに調印式の概要について話し合ってくださいました。本日は本当にご苦勞様でした。

事務局（渡部）： すみません。先程、申し上げました第14回目の協議会のご案内の通知を今、皆様のお手元にお届けいたしますので、もう少しお待ち下さい。よろしく

お願いします。